

令和6年度 第2回 地域の身近なスポーツの場づくりに関するオンラインセミナー



スポーツ庁

スポーツ施設における官民連携の取組 ～身近なスポーツの場からスタジアム・アリーナまで～

令和7年1月31日（金）

スポーツ庁 参事官（地域振興担当） 付

目次

- 1 スポーツ施設における官民連携の政策的な位置づけ
- 2 スポーツ施設における官民連携の手法
- 3 官民連携の推進に向けた取組・支援策



スポーツ庁

スポーツ基本法(2011年制定)

- スポーツの持つ意義や役割、効果等を明らかにするとともに、スポーツに関する基本理念を規定
- スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人々の権利であるとし、健康の保持増進や安全の確保等の規定を整備
- プロスポーツや障害者スポーツを推進の対象とすることを明確化するとともに、国際競技大会の招致・開催、優秀な選手の育成など、時代の変化等に対応した施策の規定を整備

スポーツ基本法の理念を具体化し、スポーツ立国実現のための具体的施策等を規定

スポーツ基本計画

5年間の日本のスポーツの重要な指針

今後の我が国のスポーツ政策の方向性を示すもの



国民



スポーツ団体



民間事業者



地方公共団体
教育機関



国

関係者が一体となって「スポーツ立国」実現を目指す

6. スポーツの成長産業化

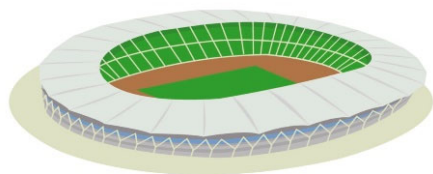
「みる」スポーツ施設

ア 国は、地方公共団体が中心となって取り組むスタジアム・アリーナ整備について、民間活力も活用し、スポーツの成長産業化及び地域活性化を実現する基盤として着実に推進する。具体的には、目標とする 2025 年までの 20 拠点選定に向けて地方公共団体及び民間事業者に対する専門的知見・国内外の先進事例情報等の提供や地域における関係者間での協議を促進するとともに、選定拠点を核にした情報集約の場を設け、拠点それぞれが蓄積した経験・ノウハウを集約し、その展開を図る。

現状

スタジアム・アリーナの目指す姿

「マインドチェンジと官民連携」



単機能型
行政主導
郊外立地
低収益性

→
→
→
→

多機能型
民間活力導入
街なか立地
収益性改善

目指す姿



「スマート・ベニュー®」
(株) 日本政策投資銀行

10. スポーツの推進に不可欠な「ハード」「ソフト」「人材」

「する」スポーツ施設

① 地域において、住民の誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」の実現

オ 国は、指定管理者制度の柔軟な運用や成果連動型民間委託契約方式（P F S / S I B）の導入等の多様な P P P 等により民間の資金・ノウハウを活用したスポーツ施設の収益性や魅力を向上させる取組について、先進事例の情報提供等により推進する。



◆新しい資本主義における新たな官民連携において…

公共の施設とサービスに民間の資金と創意工夫を最大限活用するPPP/PFIは、柱となる重要な取組

➤ PPP/PFIは、官民がそれぞれの役割を果たしながら、民間の資金や創意工夫により新たな産業の創出や雇用の拡大がなされるなど、**民間による社会的価値の創造により、社会的課題の解決に向けた取組として期待**

新たな官民連携において位置づけられる **スポーツ施設（スタジアム・アリーナ等）**

経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日）

抜粋

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現 3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題 4) 戦略的な社会資本整備
（PPP／PFIの推進）

公共サービスを効率的・効果的に提供するPPP／PFIについて、改定アクションプラン231に掲げる目標を着実に達成することを目指し、取組を更に推進する。ウォーターPPPや空港、**スタジアム・アリーナ等**の重点分野への事業化支援を継続しつつ、自衛隊施設、国立公園、火葬場のPPP／PFIを推進する。民間企業の努力や創意工夫により適正な利益を得られる環境の構築とともに、分野横断型・広域型の案件形成を促進する。空き家等の既存ストックを活用するスモールコンセッション等の普及を促進するとともに、地域プラットフォームの強化に取り組む。

PPP/PFI推進アクションプラン（令和6年改定版）（令和6年6月3日）

抜粋

3. PPP/PFIアクションプラン推進の目標ー（2）重点分野と目標

⑤**スポーツ施設（スタジアム・アリーナ等）**

令和4年度から公共施設等運営事業の活用に向けた取組を抜本的に強化し、令和8年度までに10件の具体化を目標とする。さらに、令和13年度までに40件の具体化を狙う。＜文部科学省＞

スポーツ施設に活用されている官民連携の手法

- スポーツ施設においては、官民の役割分担のもと、**多様なPPP/PFI手法が活用**されている。

	指定管理	P F I B T O、B O T、 B O O等※2	P F I コンセッション	公園施設の 管理許可	普通財産の 貸し付け
主 な 関係法令	地方自治法	P F I 法	P F I 法	都市公園法	地方自治法 民法、借地借家法
概 要	公の施設※1の目的を効果的に達成するため、民間事業者等を指定管理者とし、公の施設の管理を行わせることができる制度	公共施設等の設計、建設、維持管理、運営を、一括して民間事業者にゆだねる制度	利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する制度	都市公園の施設について、公園管理者以外が公園管理者の許可を受けて管理することができる制度（公園管理者の許可を受けて施設の設置から行うことも可能）	行政財産のうち普通財産※3について、民間事業者等へ貸し付けることができる制度（民間事業者が地方公共団体と定期建物賃貸借契約を締結し管理運営することが可能）
期 間	法令上、特に制限なし	法令上、特に制限なし	法令上、特に制限なし	1回の許可の期間の上限は10年間	法令上、特に制限なし
主 な 事 例 (運営期間)	京都サンガスタジアム（10年間） 太田アリーナ（5年間） 市立吹田サッカースタジアム（48年間、負担付寄付）	袋井市総合体育館（BTO・18年間） 北九州スタジアム（BTO・15年間）	津山市グラスハウス（10年間） 有明アリーナ（25年間） 愛知県新体育館（30年間）	宮城球場（10年間＋延長5年間） 横浜スタジアム（40年間）	舞洲アリーナ（10年間）

※1 地方公共団体が設置する施設のうち、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設けられる施設。

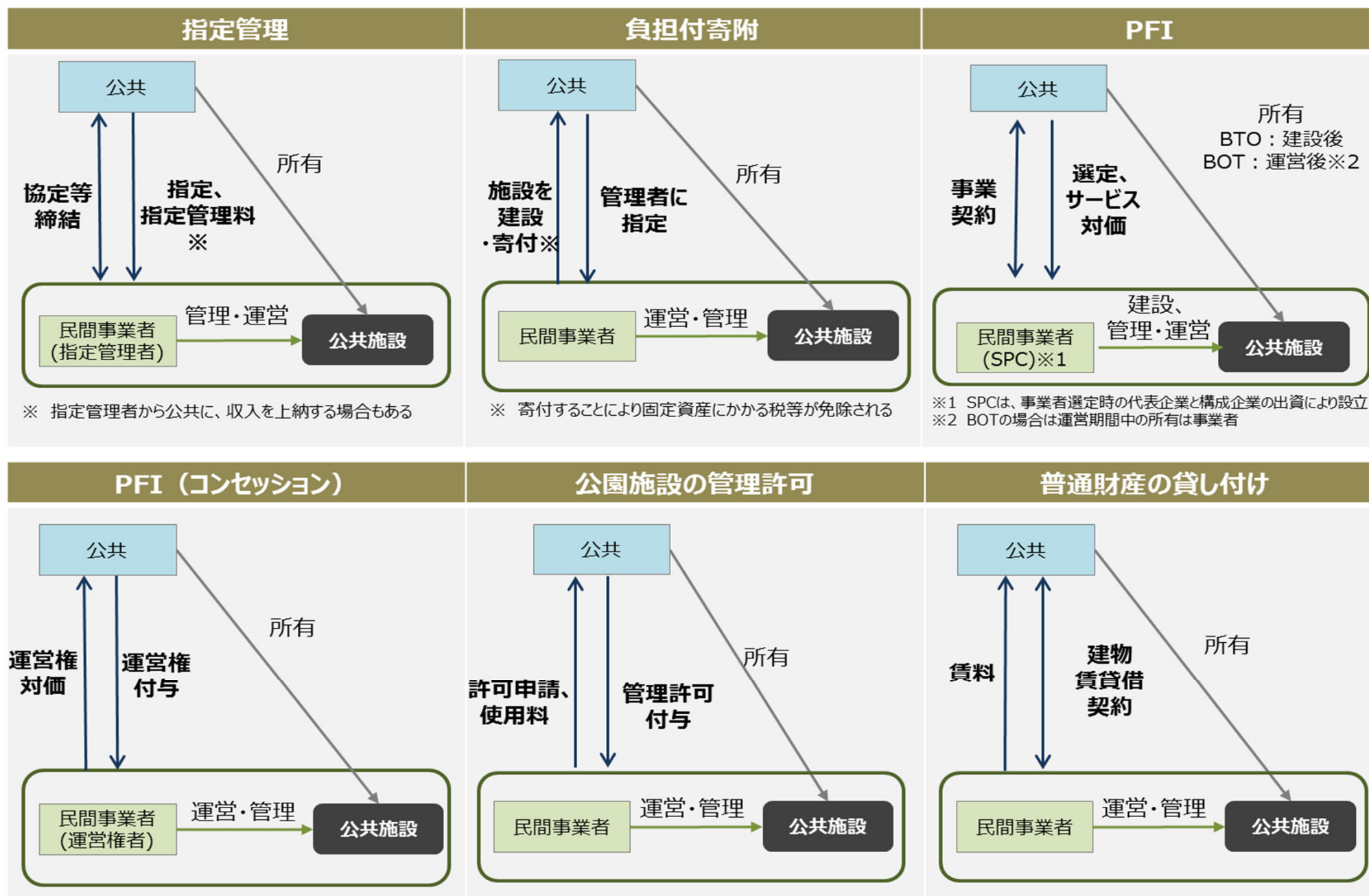
※2 P F I には、BTO方式、BOT方式、BOO方式等のいくつかの事業方式があり、BTO方式では地方公共団体が、BOT方式及びBOO方式では民間事業者が施設の所有者となる。B T O方式の場合は、指定管理等を併用し、S P Cに運営を行わせる。

※3 公有財産のうち特定の用途又は目的を持たないもの。

（出典）スタジアム・アリーナ改革ガイドブック(第2版)Ⅶ.スタジアム・アリーナ運営・管理計画検討ガイドラインP143を一部修正

スポーツ施設に活用されている官民連携の手法

- スポーツ施設においては、官民の役割分担のもと、**多様なPPP/PFI手法が活用**されている。



○コンセッション方式で事業者募集・契約

○等々力緑地 球技専用スタジアム・アリーナ（神奈川県川崎市）



（出典）神奈川県川崎市HP

（受注者）Todoroki Park and Link
（運営期間）建設次第～2053年 3 月
（約30年間）

○愛知県新体育館（愛知県）



（出典）愛知県HP

（受注者）（株）愛知国際アリーナ
（運営期間）2025年4月1日から2055
年3月31日まで（30年間）

○Globe Sports Dome（旧ガラスハウス）（岡山県津山市）



（出典）岡山県津山市HP

（受注者）（株）Globe
（運営期間）2021年11月30日から
2032年 3 月31日（10年間）

○有明アリーナ（東京都）



（出典）東京都HP

（受注者）（株）電通（代表企業）
（運営期間）2019年 7 月30日から
2046年 3 月31日まで（25年間）

○新秩父宮ラグビー場（独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC））



（出典）JSC HP

（受注者）Scrum for 新秩父宮
（運営機関）2028 年 3 月から2058年
3 月（30年間）

○新国立競技場（独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC））



（出典）JSC HP

（受注者）国立競技場 × Social Well-being グループ
（期間）2025年（予定）～（30年間）

その他、コンセッション事業に向け、自治体で検討

- ✓ 地域経済の活性化や地域課題の解決に貢献する役割を有したスポーツ施設を検討している地域
- ✓ 民間の資金・ノウハウを活用したPFI・コンセッション等によるスポーツ施設の整備を検討している地域

を対象として、

- スポーツ施設における官民連携を推進するため、**各自治体へ国の政策の説明や事例紹介等を実施**
- **関係省庁と連携し**、各自治体での取組を後押しするための**伴走型の支援を推進**

トップセールスの実施

スポーツ庁長官等が各自治体を訪問し、首長等を対象に、スタジアム・アリーナ等におけるPPP/PFIの推進に関してトップセールスを実施。



相談窓口の設置

地方公共団体や民間事業者（スポーツ団体）等からのご質問やご相談に対応する。



事例紹介 オンラインセミナー

スポーツ施設における官民連携の取組事例を紹介。

※スポーツ庁HP「地域の身近なスポーツの場づくり」セミナーにて、過年度の登壇事例資料を掲載。

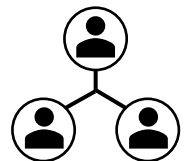
担当レベルでの意見交換

担当者レベルでの対面またはオンラインで意見交換の実施。事例等の紹介や検討状況等を踏まえた相談など。



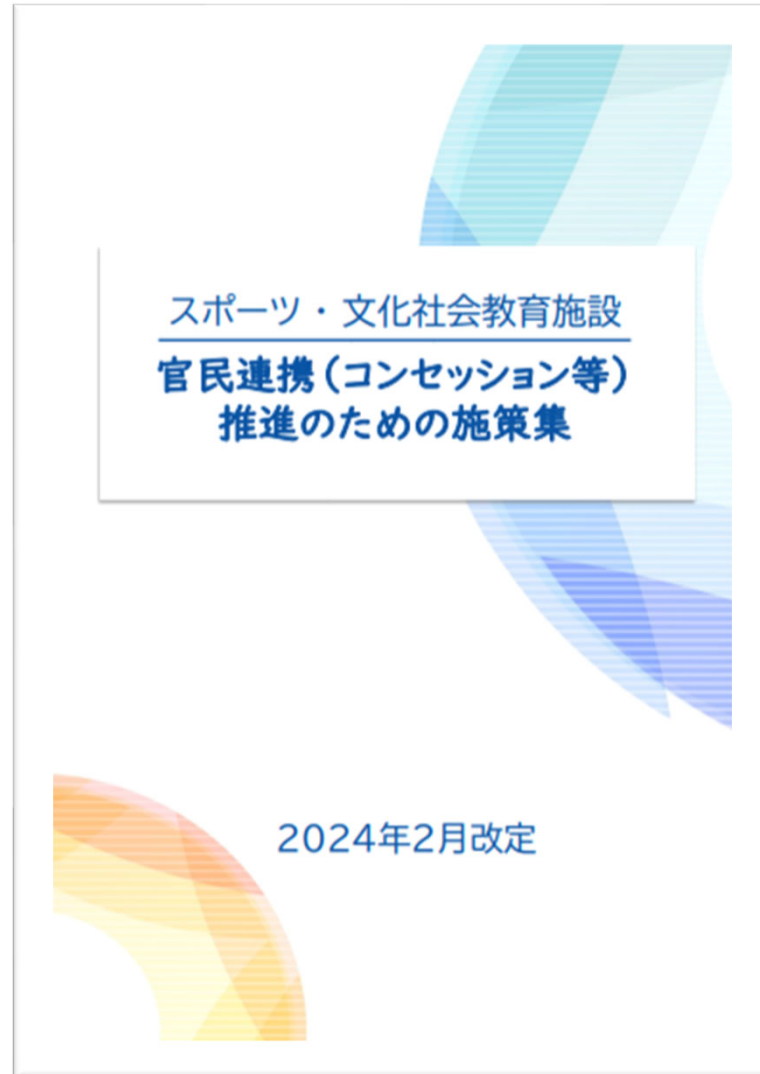
関係省庁との連携・つなぎ

内閣府、国土交通省、経済産業省、総務省等と連携を図り、情報を共有するとともに、地方公共団体と関係省庁とのつなぎ役を担う。



■スポーツ施設の官民連携（コンセッション等）推進のための施策集

- スポーツ施設等において、PPP/PFI事業を取り組む際の、事業構想段階に必要な情報を一覧化。
- 支援策は、「構想・計画」、「設計・建設」、「管理・運用」それぞれの段階で利用可能な制度について、網羅的に掲載。



2-1. 支援策の全体像

構想・計画	設計・建設	管理・運用
デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生拠点整備タイプ) 【内閣府】※補助率 1/2		
デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)【内閣府】※補助率 1/2		
地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)【内閣府】		
官民連携基盤整備推進調査費【国交省】※補助率 1/2以内		
民間資金等活用事業推進機構による出融資等		
文教施設における多様なPPP/PFIの先導的開発事業 【文科省】	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業) 【国交省】 ※補助率: 40%又は45%	デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ) 【内閣府】 ※補助率 1/2
スタジアム・アリーナ改革推進事業【スポーツ庁・経産省】	都市構造再編集中支援事業 【国交省】 ※補助率: 50%又は45%	
文化施設サービス刷新・活動活性化等運営改善推進支援事業 【文化庁】	社会資本整備総合交付金(都市公園事業)【国交省】 ※補助率: 施設 1/2、用地 1/3	
社会教育デジタル活用等推進事業【文科省】	スポーツ振興くじ助成金による支援【JSC】 ※助成率: 施設整備・改修 2/3 アドバイザー 1/2	
先導的官民連携支援事業【国交省】	体育スポーツ施設整備(学校施設環境改善交付金) 【スポーツ庁】 ※補助率: 1/3	
専門家派遣によるハンズオン支援【国交省】		
高度専門家による課題検討支援【内閣府】		
協定プラットフォームを活用したPPP/PFI案件形成支援【内閣府】		

- はスポーツ施設のみ対象
- は文化施設のみ対象
- は社会教育施設のみ対象

-  第3期スポーツ基本計画 [スポーツ庁]
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00001.htm
-  スタジアム・アリーナ改革ガイドブック（第2版） [スポーツ庁]
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/detail/1411943.htm
-  スタジアム・アリーナに係るコンセッション事業活用ガイドライン [内閣府]
https://www8.cao.go.jp/pfi/hourei/guideline/stadium-arena/r4_kouhyou.html
-  スポーツ・文化社会教育施設官民連携（コンセッション等）推進のための施策集 [文科省]
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/infra/1421853_00010.htm
-  文教施設におけるコンセッション事業に関する導入の手引き [文科省]
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ppp/1406650.htm
-  文教施設における多様なPPP／PFI事業等の事例集 [文科省]
https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ppp/1406650_00001.htm
-  全国セミナー：地域の身近なスポーツの場づくり [スポーツ庁]
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/list/1380329_00009.htm

ご清聴ありがとうございました



スポーツ庁 ホームページ：

地域の身近なスポーツの場づくりでの民間活力の活用

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop02/ist/1384218.htm



**スポーツ庁が発信するさまざまな情報にご注目ください。
FacebookやTwitterで「スポーツ庁」を検索！**



スポーツ庁 (japansportsagency)



スポーツ庁 (@sports_JSA)

【お問い合わせ先】

＜スポーツ施設全般、地方自治体の方＞

スポーツ庁 参事官（地域振興担当）付 施設企画係

TEL：03-5253-4111（内線3773）／ Mail：stiiki@mext.go.jp

＜スタジアム・アリーナ、クラブチーム等の方＞

スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）付 産業連携係

TEL：03-5253-4111（内線4987）／ Mail：sminkan@mext.go.jp